

～ 3号(保育認定)の保育料について ～

保育料徴収金基準額表

(令和元年10月1日以降適用)

《表1》

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	標準時間	短時間
第1階層	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 児童福祉法に規定する里親である世帯 	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税均等割課税世帯及び市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	19,500 円	19,300 円
第4階層	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	27,000 円	26,600 円
第5階層	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	40,100 円	39,500 円
第6階層	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	51,900 円	51,000 円
第7階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	64,000 円	62,800 円
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	73,000 円	71,400 円

【保育料について】

保護者の市町村民税額を合計して算定します。上記表に当てはめてください。
また、短時間保育・標準時間認定についても保育料が変わります。



【備考】

1. 第2階層、第3階層及び第4階層であっても市町村民税所得割課税額が77,100円以下に認定された世帯で、下記の要件を満たしている場合は、次の「表2」にある保育料が適用されます。

(1) 母子家庭・父子家庭等のひとり親

(2) 障害のある方（児童）の世帯で次のいずれかに該当する世帯

- ①身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- ②療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ④特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

「表2」

階層区分	利用者負担額（月額）	
	標準時間	短時間
第2階層	0円	0円
第3階層	9,000円	9,000円
第4階層で市町村民税所得割課税額が77,100円以下	9,000円	9,000円

2. 「表1」において、同一世帯で小学校就学前の子どもが2人以上いる場合^{※1}については、最年長の子どもから順に2人目は上記表利用者負担額の半額、3人目以降は無料となります。また、所得割額57,700円未満の世帯については、第何子かの兄弟判定する際、生計を一にする者に限り年齢制限がありません。

ただし、「表2」当てはまる世帯の場合は、第2子以降が無料となります。

- 3. 3歳未満児（3号認定）が年度内に3歳到達した場合も、年度内は3号認定の額が適用されます。
- 4. 市町村民税所得割課税額の算出については、寄付金税額控除・住宅借入金（取得）等特別控除・配当控除・外国税控除などの控除前の税額により算出します。

※1 認定こども園、保育所、幼稚園、特別支援学校幼稚部、地域型保育又は特例保育、企業主導型保育、児童発達支援（医療型・居宅訪問型を含む）、児童心理治療施設を利用している場合を含む。